

消費者庁における 消費生活用製品安全法の運用について



令和2年3月

消費者庁 消費者安全課 課長 鮎澤 良史

消費者庁における事故情報の収集・活用

消費者の生命・身体に係る事故発生

事故情報の相談・通報等

関係省庁・地方公共団体等

消費者相談窓口
(国民生活センター
消費生活センター)

消費者安全法に基づく通知

消費者事故等の通知

PIO-NET情報
(全国消費生活情報
ネットワーク・システム)

事業者

消費生活用製品安全法
に基づく報告

重大製品
事故の報告
(消費生活用製品※)

事故情報データバ
ンク参画機関

医療機関ネット
ワーク参画機関

個別法によらない任意の情報提供

事故情報
の提供

事故情報
の提供

※消費生活用製品とは、主として一般消費者の生活の用に供される製品をいう。(他の法律の規定によって危害の発生及び拡大を防止することができるものと認められる事故として政令で定めるもの(食品・医薬品・乗用車等)を除く。)

消費者庁 (事故情報を一元的に集約し、分析) →

消費者安全調査委員会
(生命身体事故等の原因を調査)

事故情報のWeb掲載等

- ・定期公表
- ・事故情報データベース

閲覧

注意喚起情報の公表等

記者発表

周知依頼

対応要請
周知依頼等

調査の申出

マスメディア

地方公共団体

事業者団体/
会員企業

SNS

子ども安全メール

事故等原因
調査報告書
等の公表

消費者

消費生活用製品安全法（消費生活用製品の重大製品事故の報告）

○重大製品事故の報告（第35条第1項）

消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者は、その製造又は輸入に係る消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知ったときは、当該消費生活用製品の名称及び型式、事故の内容並びに当該消費生活用製品を製造し、又は輸入した数量及び販売した数量を内閣総理大臣に報告※しなければならない。

※ 重大製品事故に当たると事業者が認識した日を起算日として10日以内に報告しなければならない旨を施行令で規定

注1 消費生活用製品：主として一般消費者の生活の用に供される製品をいう（他の法律の規定によって危害の発生及び拡大を防止することができるものと認められるもの（食品・医療品・自動車等）を除く。）。

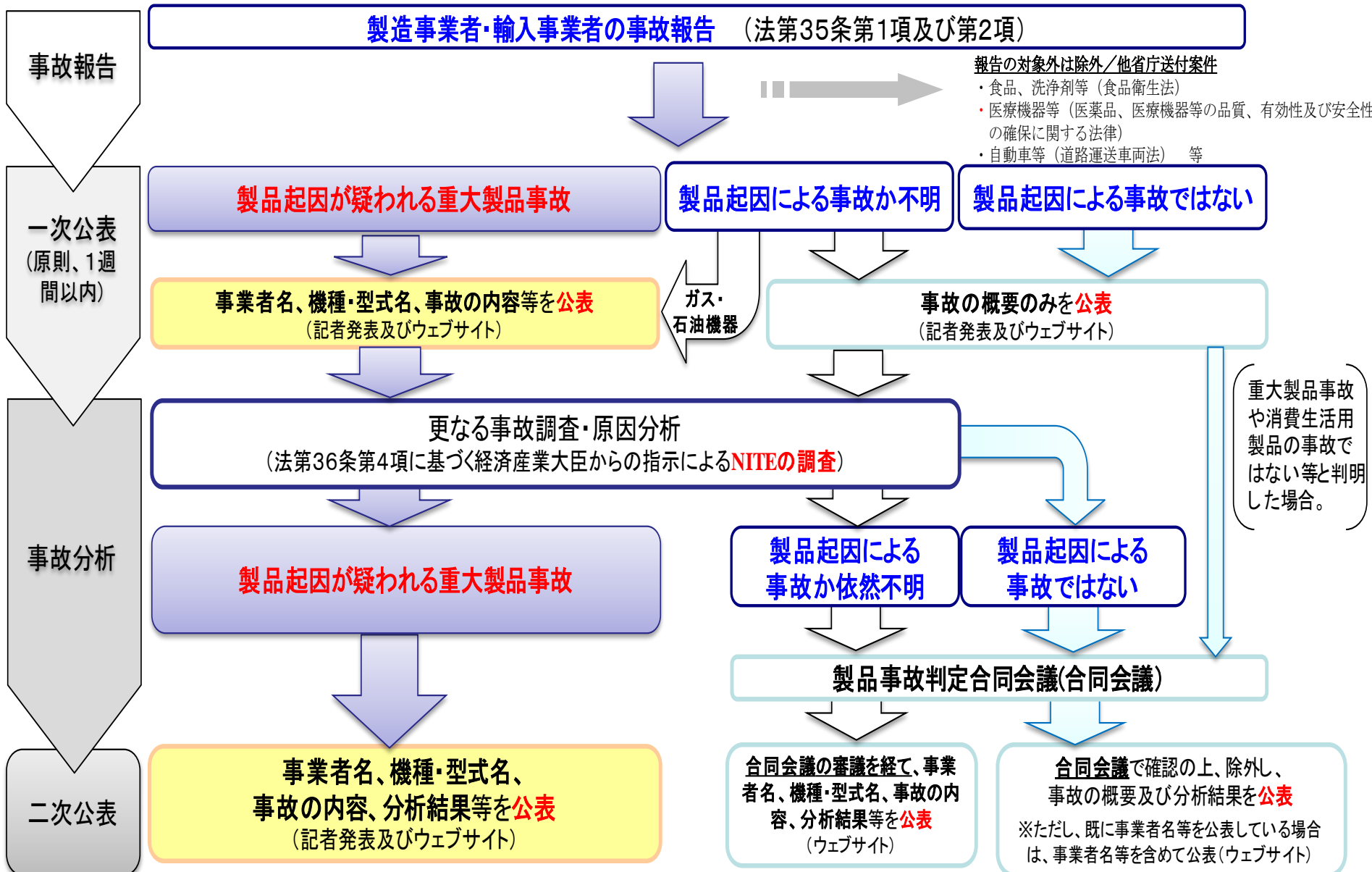
注2 重大製品事故：死亡、30日以上 of 傷病、一酸化炭素中毒、火災等が生じた事故

○定期公表（第36条第1項）

消費生活用製品安全法に基づき重大製品事故の報告を受けた場合において、重大な危害の発生及び拡大を防止するために必要があると認めるときは、当該重大製品事故に係る情報を公表することとしている。

⇒ 原則として毎週火曜日・金曜日に公表

重大製品事故公表※の流れ



(※既に事業者名等を公表している場合は、必要に応じて対応) ※「公表」は、経済産業省と協議の上で、消費者庁が実施。

(参考) 重大製品事故の報告件数

○製品別報告件数

製品	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
ガス機器・石油機器	206	207	167	166	153
電気製品	526	530	537	565	551
その他	160	148	98	114	133
合計	892	885	802	845	837

○製品別上位品目(上位5位まで)

(ガス機器・石油機器)

2016年度		2017年度		2018年度	
品目名	件数	品目名	件数	品目名	件数
1 石油ストーブ	30	1 石油ストーブ	40	1 ガスこんろ	39
2 ガスこんろ	24	2 ガスこんろ	30	2 石油ストーブ	24
3 石油給湯機	21	3 ガスふろがま	17	3 ガス湯沸器	18
4 ガスふろがま	14	4 石油給湯機		4 石油温風暖房機	16
石油温風暖房機		5 ガス湯沸器	14	5 石油給湯機	14

(電気機器)

2016年度		2017年度		2018年度	
品目名	件数	品目名	件数	品目名	件数
1 エアコン	63	1 パソコン	41	1 電池(バッテリー)	52
2 電池(バッテリー)	41	2 電気ストーブ	34	2 照明器具	39
3 電気ストーブ	33	3 電池(バッテリー)	27	3 エアコン(室外機)	32
4 パソコン	28	4 エアコン	26	4 パソコン	31
5 電子レンジ	23	5 延長コード	23	5 電気ストーブ	26
		電子レンジ			

(その他)

2016年度		2017年度		2018年度	
品目名	件数	品目名	件数	品目名	件数
1 自転車	18	1 自転車	34	1 自転車	34
2 脚立・踏み台・はしご	17	2 車いす	7	2 車いす	13
3 靴・サンダル	6	3 介護ベット	6		
4 収納家具	5			4 いす	8
5 運動器具	4			脚立・踏み台・はしご	5 靴・サンダル
		いす	除雪機(歩行型)		
車いす					

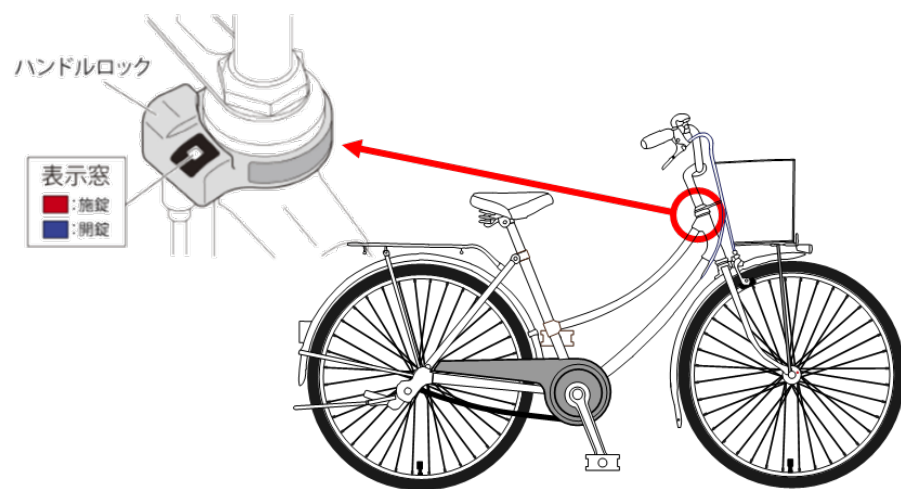
消費者に対し、事故のリスクを周知して、適切な対応を促すための報道発表（注意喚起）を実施。

【事例】ハンドルロック「一発二錠」に関する消費者安全法第38条に基づく注意喚起（令和元年6月24日）

- ブリヂストンサイクル株式会社が製造し、ブリヂストンサイクル株式会社及びヤマハ発動機株式会社がそれぞれ販売した、ハンドルロック「一発二錠※」を搭載する自転車・電動アシスト自転車において、ハンドルロックケースの破損などが原因で誤作動し、ハンドル操作ができなくなり転倒するなどの事故が発生。

該当製品のハンドルロックのケースが破損している場合は、すぐに自転車の使用を中止するよう呼びかけ。

なお、ブリヂストンサイクル株式会社及びヤマハ発動機株式会社は当該製品の無償点検及び改修を実施（令和元年6月24日）。



※ ハンドルロック（前錠）と後輪錠（サークロック）を組み合わせた錠前システムで、後輪錠（サークロック）の施錠・開錠と連動してハンドルロック（前錠）も施錠・開錠する機構。